

長 あ 第 2 4 6 号

令和 2 年 9 月 1 4 日

有料老人ホーム

サービス付き高齢者向け住宅 設置者 様

鹿児島市長 森 博 幸

有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について（通知）

貴施設におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策について、日頃より「高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版」や各種通知等に基づき対応いただいていることと存じます。

昨今、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅（以下、「有料老人ホーム等」という。）において、入居者が希望する医療・介護サービス等（特に当該有料老人ホーム等の運営主体以外が提供するサービス）の利用について、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、禁止する又は控えさせるといった事案が発生しています。

このことにつきましては、「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について（最終改正平成 30 年 4 月 2 日老発 0 4 0 2 第 1 号厚生労働省老健局長通知）」及び「高齢者の居住の安定の確保に関する基本的な方針（平成 21 年 8 月 19 日厚生労働省・国土交通省告示第 1 号）」にも入居者が希望するサービスを制限しないこととされており、さらに、「介護保険最新情報 V o 1 . 8 2 2（令和 2 年 4 月 2 4 日付）」において、施設には訪問診療の適切な受け入れをお願いする旨、示されているところです。

つきましては、国の通知を踏まえて、医療・介護サービス事業所において、適切な感染防止対策が実施されているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に当該サービスの利用を制限することは不適切であり、入居者が希望する、もしくは入居者に必要である各種訪問系サービス及び通所系サービスや、訪問診療、計画的な医学管理の下で提供されるサービス等について、不当に制限することがないようお願いします。

【問合せ先】

鹿児島市 長寿あんしん課

担当：米倉

〒892-8677 鹿児島市山下町 1 1 番 1 号

電話：099-216-1147（直通）

メール：choujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp